

工芸振興センター敷地境界確認等業務
仕様書(案)

1. 業務名称及び調査箇所

(1) 業務名称

工芸振興センター敷地境界確認等業務

(2) 業務場所

島尻郡南風原町字照屋照屋原 209 番地、外 5 筆 (別添地籍図参照)

2. 履行期間

契約締結の日 から 令和 4 年 2 月 28 日まで

3. 業務目的

工芸振興センターの敷地に関して、庁舎移転に伴う財産処分をするため、敷地境界確認測量を実施することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 資料調査

公募類、地図類、図面類の閲覧

(2) 現地調査

①事前調査 (物件、関係土地との境界、構築物、地形等の確認)

②筆界確認のための基礎測量 (多角測量、復元測量)

③立会作業

ア. 立会確認については、発注者・請負者・隣接者の 3 者立会のうえ行うものとし、立会日時等の調整・事務は請負者において行う。

(3) 測量業務

①面積測量

②境界標設置 (既存の境界標がない場合はプラスチック杭を設置する。それ以外の境界標を設置しなければいけない場合は協議する。)

(4) 書類の作成等

①隣接所有者の承諾書

②成果図

(5) 成果物の引き渡し

5 成果品目

本業務の成果品は次のとおりとし、書面 2 部及び電子データ (ファイルは PDF 形式、CD-R による) 一式とする。

(1) 境界標設置図

(2) 位置図

(3) 立会証明書原本

(4) 調査資料 (公募類、地図類、図面類等)

- (5) 測量成果
- (6) 基準点測量、多角測量（成果表、網図、観測手簿、観測記簿、計算簿、精度管理表、写真）
- (7) 一筆地測量（逆打ち計算書、画地調整図、境界点間精度管理表）
- (8) 現場写真（近景・遠景）
- (9) その他、甲が求めるもの

5. 再委託の禁止等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

また、主たる業務（契約金額の 50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務）の履行を第三者に再委託することはできない。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の「簡易な業務」については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計

6. その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに、業務計画書及び工程表を提出し、発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項等疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。